

債券内容説明書

2024 年 10 月 18 日現在

国際協力機構債券

発行者情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 発行者情報の部（以下「本発行者情報説明書」といいます。）において記載する国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 当機構は、本債券発行に際し、各債券の詳細情報を記載した「債券内容説明書 証券情報の部」（その後、訂正される内容を含み、以下「証券情報説明書」といいます。）を作成する予定です。各債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本発行者情報説明書及び証券情報説明書に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しており、本発行者情報説明書に掲載されております。
6. 本発行者情報説明書及び各証券情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/about/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。

なお、本発行者情報説明書中に「本説明書」とあるのは、「本発行者情報説明書」のことを指します。

本発行者情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
財務部 財務第一課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

発行者情報.....	1
第1 発行者の概況.....	2
1. 主要な経営指標等の推移.....	2
2. 沿革.....	3
3. 事業の内容.....	4
3-1. 当機構の概要.....	4
3-2. 当機構の業務内容.....	9
3-3. 当機構の財務.....	19
4. 関係会社等の状況.....	22
4-1. 関連会社、関連公益法人等について.....	22
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について.....	22
5. 職員の状況.....	24
第2 事業の状況.....	25
1. 2022 年度、2023 年度の事業概要.....	25
2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等.....	29
3. 事業等のリスク.....	34
4. 財政状態及び経営成績の分析.....	38
4-1. 2023 事業年度財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	38
4-2. 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について.....	41
5. 経営上の重要な契約等.....	41
第3 設備の状況.....	42
1. 設備投資等の概要.....	42
2. 主要な設備の状況（2023 年度末）.....	42
3. 設備の新設、除却等の計画.....	42
第4 発行者の状況.....	43
1. 資本金残高の推移.....	43
2. 役員の状況（2024 年 10 月 18 日現在）.....	44
3. コーポレート・ガバナンスの状況.....	46
第5 経理の状況.....	48
1. 当機構の財務諸表.....	48
1-1. 令和 5 事業年度財務諸表.....	49
〔会計監査報告、監査報告、財務諸表〕.....	49
〔事業報告書〕.....	222
〔決算報告書〕.....	451
1-2. 令和 4 事業年度財務諸表.....	460
〔会計監査報告、監査報告、財務諸表〕.....	460
〔事業報告書〕.....	628
〔決算報告書〕.....	823
第6 発行者の参考情報.....	832
1. 発行者の参考情報.....	832
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標.....	833
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画.....	857

注 1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構の財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-3. 当機構の財務」をご参照ください。

注 2：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注 3：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構が融資・出資等について決定することを指しています。

注 4：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。

注 5：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注 6：本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に 2008 年 10 月以降の当機構を「新 JICA」と表記する場合もあります。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋 州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブーダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パハマ、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中 東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト
欧 州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

発 行 者 情 報

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の 2019 年度から 2023 年度までの経営成績（法人単位）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

事業年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
経常収益	415,837	297,711	426,107	385,961	521,098
経常費用	321,510	264,070	356,630	378,150	450,619
経常利益 ※1	94,327	33,642	69,476	7,811	70,479
臨時利益	16,046	13,394	24,593	91	138
臨時損失	16,066	33,314	134	96	186
当期総利益	98,765	34,623	94,545	57,023	78,141
資本金 ※2	8,213,180	8,264,620	8,310,588	8,357,430	8,405,270
純資産額 ※3	9,968,298	10,083,774	10,232,047	10,270,216	10,397,227
総資産額	13,144,061	13,981,571	14,597,822	15,859,793	17,544,035
業務活動によるキャッシュ・フロー	△180,262	65,926	△114,259	136,775	79,961
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,060	△12,556	△20,054	△3,000	△62,392
財務活動によるキャッシュ・フロー	67,041	50,974	46,834	46,651	47,605
資金期末残高	402,043	506,255	421,090	600,717	673,986

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

2. 沿革

年 月	国際協力事業団（JICA）	旧国際協力銀行（JBIC） 海外経済協力業務
1954 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
1961 年 3 月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
1962 年 6 月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
1963 年 7 月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
1966 年 6 月		OECF 初の円借款契約を締結（対韓国）
1974 年 8 月	国際協力事業団（JICA）設立（OTCA、JEMIS、（財）海外貿易開発協会の鉱工業投融资事業、（財）海外農業開発財団の人材養成事業を統合）	
1999 年 10 月		日本輸出入銀行と OECF の統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
2007 年 5 月		円借款供与国数が 100 か国到達

年 月	国際協力機構（JICA）
2003 年 10 月	独立行政法人国際協力機構（JICA）設立
2008 年 10 月	独立行政法人国際協力機構は、10 月 1 日付でそれまでの技術協力に加え、旧 JBIC の海外経済協力業務（現在の有償資金協力業務）と、外務省の無償資金協力業務の一部を承継。（旧 JBIC の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継され、2012 年 4 月 1 日に同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となりました。）

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、2003 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、2006 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき 2006 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、2008 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

当機構の目的は、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

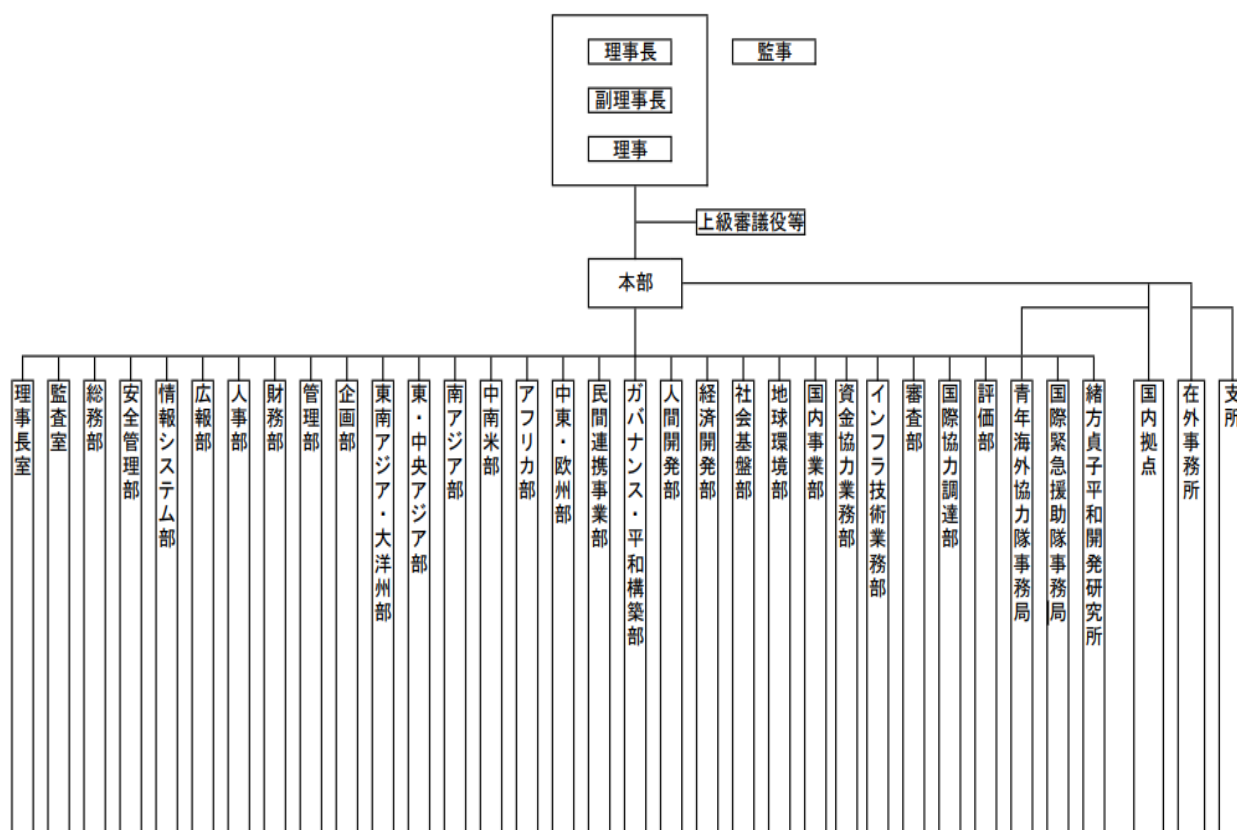
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、2008 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継いたしました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、2008 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、2009 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

当機構の資本金は 8 兆 4,264 億円（2024 年 7 月末時点）です。

(3) 組織図 (2024 年 10 月 18 日時点)



(4) 日本政府・国家機関等との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

(ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除きます。）については、外務大臣

(イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣

(ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、理事長及び監事の任命（通則法第 14 条）及び解任（通則法第 23 条）、業務方法書の認可（通則法第 28 条）等を行います。また、業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせること、又は業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 4 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 5 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められています（通則法第 29 条）。当機構は主務大臣より指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。なお、第 5 期中期目標及び第 5 期中期計画（中期目標期間：2022 年 4 月～2027 年 3 月）は以下から参照できます。

「独立行政法人国際協力機構中期目標」（第 5 期）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

「独立行政法人国際協力機構中期計画」（第 5 期）

https://www.jica.go.jp/Resource/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/chuki_keikaku06_01_01.pdf

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から内閣へ送付され内閣より国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請に係る事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が 2003 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、2003 年度より主務大臣から金融庁に検査権限の一部が委任されて、旧 JBIC は金融庁の検査対象となりました。当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）

(イ)有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA（政府開発援助）一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入を行なうことができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約を行なうことができます（JICA 法第 34 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています（JICA 法第 33 条）。また、当機構は毎事業年度の債券発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期ごとに財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(v) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができます。

(5) 開発途上国政府、国際援助機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研修・招聘を通じた人的ネットワークの構築を行っており、また、海外の援助機関とも協働して援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくり、人材育成と経済・社会発展に協力しています。他援助機関との関係については、国連機関（国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、

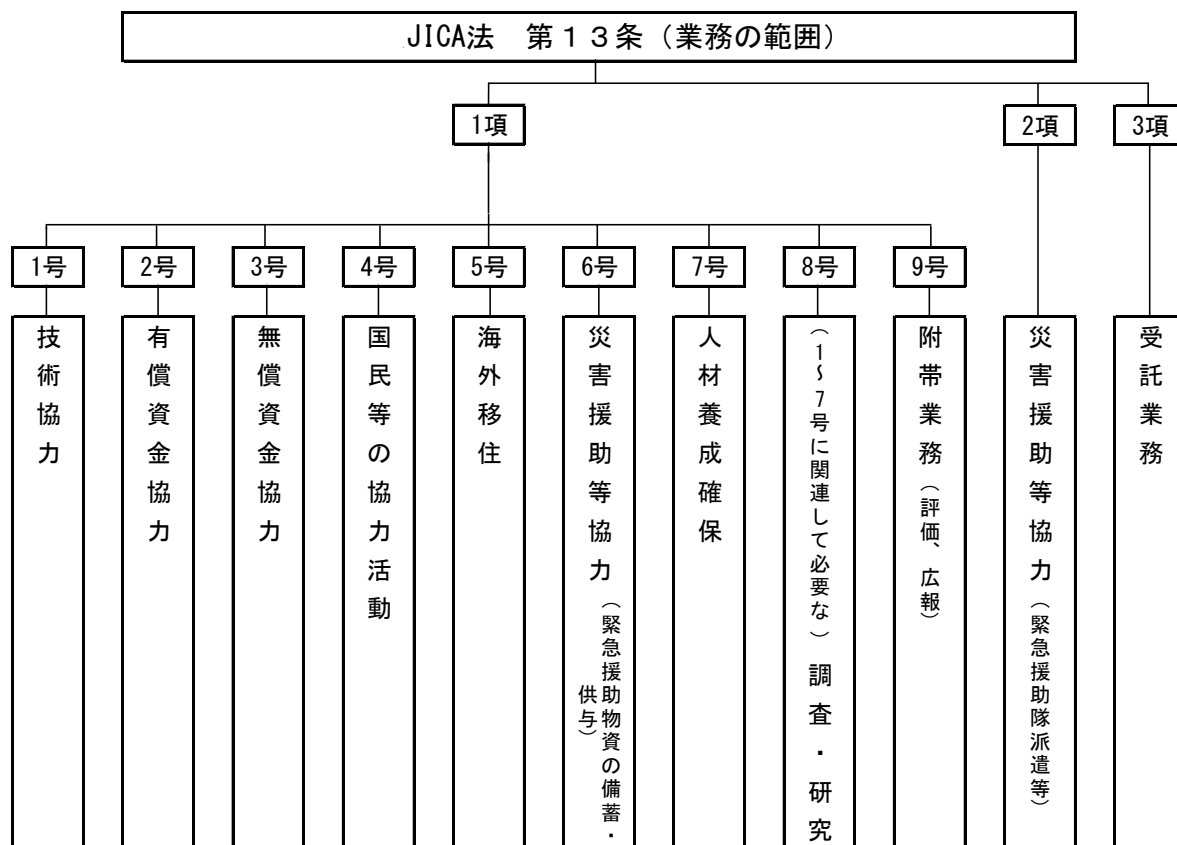
アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）等）、及び二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、ドイツ復興金融公庫（KfW）、フランス開発庁（AFD）、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金（EDCF）等）や新興ドナー（中国輸出入銀行、タイ周辺国経済開発協力機構（NEDA））等との間で、トップマネジメント・レベル及び実務・現場レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換や人材交流等を行っています。こうした開発途上国政府や援助機関の協力関係の構築は、ノウハウや知見の共有だけでなく、開発効果の最大化や成果の持続性の点から高い意義があります。例えば、他援助機関との協調融資による事業の実現・拡大や、相手国政府・援助機関間での調達・財務管理手続きの調和化等の取組は、開発効果をより増大させるとともに、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、効率的な事業の実施と開発途上国政府のオーナーシップの向上に繋がっています。

当機構は地方自治体、大学、NGO、民間企業との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。特に、開発途上国の社会経済開発における民間部門のプレゼンスの増大と、SDGs の経営戦略への取り込み等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。2008 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室（現民間連携事業部）を設置して以降、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、開発途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指して関連する事業を行ってきました。そして、周辺環境整備（企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応（インフラ整備のみならず、政策・制度整備や人材育成を含む））、海外投融資、中小企業等の海外展開支援、その他 CSR 活動や開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献するビジネスとの連携等、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。また、2019 年には、JICA は、「民間企業との連携強化方針」を策定し、企業との共創を通じた開発効果の拡大及び地方創生を含む我が国経済への貢献に向けて体制整備等の取り組み方針を定めています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、2008年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA法第13条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥のとおりです。



① 技術協力（JICA法第13条第1項第1号）

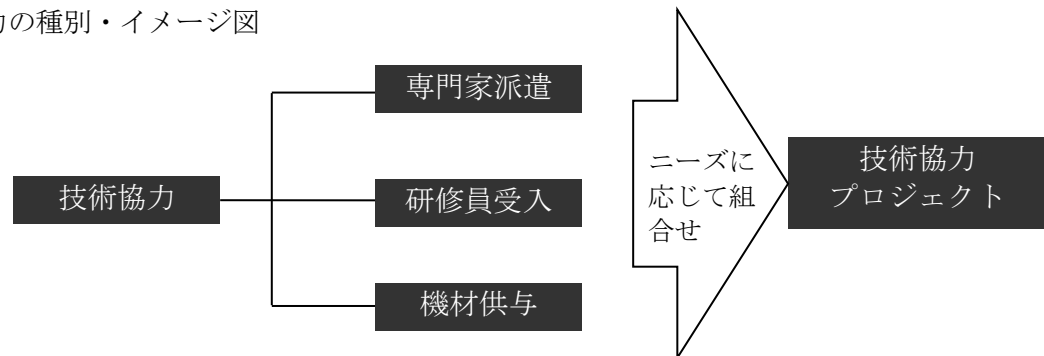
技術協力は、開発途上国の課題解決能力と主体性（オーナーシップ）の向上を促進するため、専門家の派遣、必要な機材の供与、人材の日本での研修などを通じて、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援する取り組みです。技術協力の種類は次のように大別されます。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及等を実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な技術や知識に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家等が効率的な協力を実施するに当たって、必要な機材を相手国に供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：一定の成果を一定の期間内で達成することを目的に、予め合意した協力計画に基づき、目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最適な形で組み合わせて実施。
- ・ 開発計画調査型技術協力：公共事業計画策定や政策立案に係る支援を主目的とするものであって、その過程において、相手国の行政官等に対し、調査・分析手法や計画策定手法の技術移転も実施。

協力分野は、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、環境保全、気候変動対策、DX、法整備、公共財政管理、金融市場開発、平和構築・復興等多様化しており、

その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に相手国の組織・社会に広く伝播することにより、相手国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人を介した協力”であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で開発資金を貸付ける形態の資金協力のことを指し、「円借款」と呼ばれる開発途上国の政府若しくは政府機関・地方公共団体、又は国際機関向けの融資業務と「海外投融資」と呼ばれる民間部門等への出資・融資業務が存在します。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信等の経済社会発展を支える基幹インフラの整備が不十分です。また、HIV/エイズやマラリア、先般の新型コロナウイルス等の感染症、気候変動、大気や水の汚染、紛争・テロ等の地球的規模の問題も顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、開発途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難です。円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取り組みを支援しています。また、資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

当機構は有償資金協力業務においても、国際社会の共通目標である SDGs や、日本政府の「開発協力大綱」を踏まえ、「質の高い成長」、「平和構築の促進」、「地球規模課題への取り組みの強化」等 に貢献する分野への支援を積極的に行ってきました。円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、幅広い国と地域を支援しています。

また、2015 年に行われた ASEAN ビジネス投資サミットにおいて、「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえた円借款・海外投融資の制度拡充策が日本政府から発表され、2016 年に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が発表されました。更に 2019 年に開催された G20 大阪サミットでは「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」が承認されました。これらを受けて、当機構は財務健全性を確保することを前提としてドル建て借款やハイスpek 借款の適用拡大、STEP（本邦技術活用条件）制度の改善やドル・ユーロ・現地通貨建て海外投融資等、円借款・海外投融資の利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクト型借款

- ・ プロジェクト借款：道路、鉄道、港湾・空港、発電所・送電網、上下水道や灌漑設備の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作

成等)を本体業務に先行して融資するものです。プロジェクト借款と同じく、フィージビリティ調査(Feasibility Study:F/S)等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。

- ・ 開発金融借款(ツー・ステップ・ローン): 借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに2つ以上の金融機関を経由する手順となるので、ツー・ステップ・ローン(Two Step Loan:TSL)とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・ セクターローン: 複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画実施のために必要な資機材、役務及びコンサルティング・サービスの費用を融資します。対象セクターの政策、制度改善にもつなげます。

2) プログラム型借款

開発途上地域に対して、当該地域の経済開発計画や政策制度の改善を支援するものです。特定のプロジェクトを対象に貸付を行うプロジェクト型借款とは異なり、借入国とJICAで合意した政策アクションの達成状況を踏まえて資金を融資します。近年は、その方向性に沿った改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約を締結、資金を供与し、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主体となっています。この借款は、世界銀行等の国際開発金融機関と協調して融資するケースが多くあります。

また日本政府及び当機構は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援する海外投融資機能の再開に係る議論を進めました。2012年10月16日のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合においてその本格再開が決定されました。2023年度は、計13件の投融資案件を新規に承諾しました。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

円借款供与条件表
(2024年10月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たりGNI (2022年)	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち償還 期間 (年)	関連条件
L D Cかつ貧困国 (注1) (US\$ 1,135以下)					0.55	40	10	アンタイド
L D C 又は 貧困国 (注1) (US\$ 1,135以下)		ハイスベック (注2) (以下同C)	固定金利	基準	1.10	30	10	アンタイド
				オプション1	0.95	25	7	
				オプション2	0.80	20	6	
				オプション3	0.65	15	5	
		優先条件 (注3) (以下同C)	実効金利 (注4) (以下同C)	長期オプション	TORF+40bp	40	10	
				基準	TORF+30bp	30	10	
				オプション1	TORF+25bp	25	7	
				オプション2	TORF+20bp	20	6	
				オプション3	TORF+15bp	15	5	
			固定金利	基準	1.85	30	10	
				オプション1	1.70	25	7	
				オプション2	1.50	20	6	
				オプション3	1.25	15	5	
		一般条件	実効金利	長期オプション	TORF+50bp	40	10	
				基準	TORF+40bp	30	10	
				オプション1	TORF+35bp	25	7	
				オプション2	TORF+30bp	20	6	
				オプション3	TORF+25bp	15	5	
			固定金利	基準	1.95	30	10	
				オプション1	1.80	25	7	
				オプション2	1.60	20	6	
				オプション3	1.35	15	5	
低・中所得国	US\$ 1,136 以上 US\$ 4,465 以下	ハイスベック	固定金利	基準	1.35	30	10	アンタイド
				オプション1	1.20	25	7	
				オプション2	1.05	20	6	
				オプション3	0.90	15	5	
		優先条件	実効金利	長期オプション	TORF+90bp	40	10	
				基準	TORF+70bp	30	10	
				オプション1	TORF+60bp	25	7	
				オプション2	TORF+50bp	20	6	
				オプション3	TORF+40bp	15	5	
			固定金利	基準	2.25	30	10	
				オプション1	2.05	25	7	
				オプション2	1.80	20	6	
				オプション3	1.50	15	5	
		一般条件	実効金利	長期オプション	TORF+110bp	40	10	
				基準	TORF+90bp	30	10	
				オプション1	TORF+80bp	25	7	
				オプション2	TORF+70bp	20	6	
				オプション3	TORF+60bp	15	5	
			固定金利	基準	2.45	30	10	
				オプション1	2.25	25	7	
				オプション2	2.00	20	6	
				オプション3	1.70	15	5	
中進国以上	US\$ 4,466 以上	ハイスベック	固定金利	基準	1.55	30	10	アンタイド
				オプション1	1.40	25	7	
				オプション2	1.25	20	6	
				オプション3	1.10	15	5	
		優先条件	実効金利	長期オプション	TORF+110bp	40	10	
				基準	TORF+90bp	30	10	
				オプション1	TORF+80bp	25	7	
				オプション2	TORF+70bp	20	6	
				オプション3	TORF+60bp	15	5	
			固定金利	基準	2.45	30	10	
				オプション1	2.25	25	7	
				オプション2	2.00	20	6	
				オプション3	1.70	15	5	
		一般条件	実効金利	長期オプション	TORF+130bp	40	10	
				基準	TORF+110bp	30	10	
				オプション1	TORF+100bp	25	7	
				オプション2	TORF+90bp	20	6	
				オプション3	TORF+80bp	15	5	
			固定金利	基準	2.65	30	10	
				オプション1	2.45	25	7	
				オプション2	2.20	20	6	
				オプション3	1.90	15	5	
STEP (注5)			固定金利	基準	0.65	40	10	タ イ ド
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.55%とし、償還期間及び償還期間並びに関連条件は本体部分と同様とする。						
プログラム借款オプション		協賛融資の場合は譲渡性を確保しつつ、協賛融資先の償還期間と同一にすることができる。						
(注1) LDCかつ貧困国がLDCかつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。								
(注2) ハイスベック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用 (適用に当たっては具体的な案件毎に検討)。								
(注3) LDC又は貧困国以上の所得階層で優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野 (公衆衛生危機スタンバイ借款を含む)、防災分野及び人材育成分野。								
(注4) TORF (6か月物) 部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。実効金利の下限金利は0.1%とする。								
(注5) STEP (本邦技術活用条件) は、OECDルール上タイド借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP対象国は、OECD公的輸出信用アレンジメント上タイド借款が供与可能な国。但し、LDC (国連開発計画委員会のLDCリスト掲載ページを参照) を除く。								
(注6) 災害復興分野 (災害復興スタンバイ借款を含む) は所得階層にかかわらず0.55%、40年 (10年) を適用。災害復興スタンバイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間 (償還期間) である20年 (6年)、15年 (5年) も選択可能とする。								
(注7) PPPインフラ債務補充スタンバイ借款は所得階層にかかわらず実効金利のみとし、金利6か月TORF+35〜55bp、償還期間は最長40年 (最長コミットメント期間=30年+10年) の範囲内で個別に設定する。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。								
(参考)								
・EPISA (アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ) ソプリム向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用 (ただし、LDCかつ貧困国については、0.55%、40年 (10年) を適用)。								
・IMFのプログラムが譲渡性に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲渡性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。								
・一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、実効金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。								
・中進国以上は固定金利も選択可能であるが、原則実効金利を適用するものとする。								

円借款対象国所得階層別分類

2024 年 4 月改定

所得階層	一人当たり GNI	
L D C かつ 貧 困 国 (US\$ 1,135 以下)		アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧 困 国 (US\$ 1,135 以下)		アンゴラ、カンボジア、ギニア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、 <u>シリア</u> 、セネガル、ソロモン諸島、タンザニア、ツバル、ネパール、 <u>ハイチ</u> 、バングラデシュ、東ティモール、ベナン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ 1,136 以上	アルジェリア、イラン、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、ギルギス、 <u>ケニア</u> 、コートジボワール、 <u>コンゴ共和国</u> 、サモア、ジンバブエ、スリランカ、タジキスタン、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パヌアツ、パプアニューギニア、フィリピン、ブータン、ベトナム、ボリビア、 <u>ホンジュラス</u> 、ミクロネシア、モロッコ、 <u>モンゴル</u> 、ヨルダン、 <u>レバノン</u>
	US\$ 4,465 以下	
中進国以上	US\$ 4,466 以上	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、イラク、インドネシア、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モルドバ、モンテネグロ、リビア

(注 1) 下線が付された国は 2024 年 4 月時点で STEP が適用可能な国。

(注 2) LDC かつ貧困国からの所得階層移行に伴う激変緩和措置のため、ギニア、ザンビア、ハイチは、LDC かつ貧困国の供与条件が適用される。

③ 無償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 3 号）

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が経済社会開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

支援内容としては、病院の建設、安全な水を供給するための給水施設の整備、学校の建設、農村・農業開発を促進するための灌漑施設の整備等の基礎生活分野や、道路や橋等の社会基盤の整備、環境保全を推進するための設備や人材育成等、開発途上国の国づくりの基礎となる活動を支援しています。近年はこれらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策等への支援も行っています。また、無償資金協力によって整備された施設等が持続的に活用されるように、運営維持等に関する技術指導（ソフトコンポーネント）が実施される場合もあります。

④ ボランティア事業（JICA 法第 13 条第 1 項第 4 号の一部）

ボランティア派遣事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、（１）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、（２）異文化社会における相互理解の深化と共生、（３）ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は事業発足以来 50 年を超える長い歴史を持ち、2023 年 3 月末時点で、青年海

外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアの4つの JICA ボランティアプログラムすべての累計派遣者数は5万5,300人を超えています。

2019年より、総称を JICA 海外協力隊と改めました。

(i) 青年海外協力隊/海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を支援するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活をともにしながら協力活動を行います。協力分野は、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、職種は約180種以上と多岐にわたります。

(ii) シニア海外協力隊

幅広い技術や豊かな職業経験をもつ人材を募り、開発途上国からの一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。協力分野は青年海外協力隊/海外協力隊と同様多岐にわたります。

(iii) 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊

中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献するものです。日系社会シニア海外協力隊は、一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。

⑤ 国際緊急援助 (JICA 法第13条第1項第6号及び第2項)

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が脆弱であるため、十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

1979年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、1987年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称 JDR 法)が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、当機構が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、当機構は世界4ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに1992年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称 PKO 協力法)との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊等の人為的災害)は JDR 法で対応することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

国際緊急援助隊の事務局機能は JICA 国際緊急援助隊事務局が担っています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、構造評価専門家、当機構職員から構成され、政府の派遣決定から24時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、個人の意思で登録している医師、看護師、薬剤師、調整員等から編成されます。政府の派遣決定から48時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

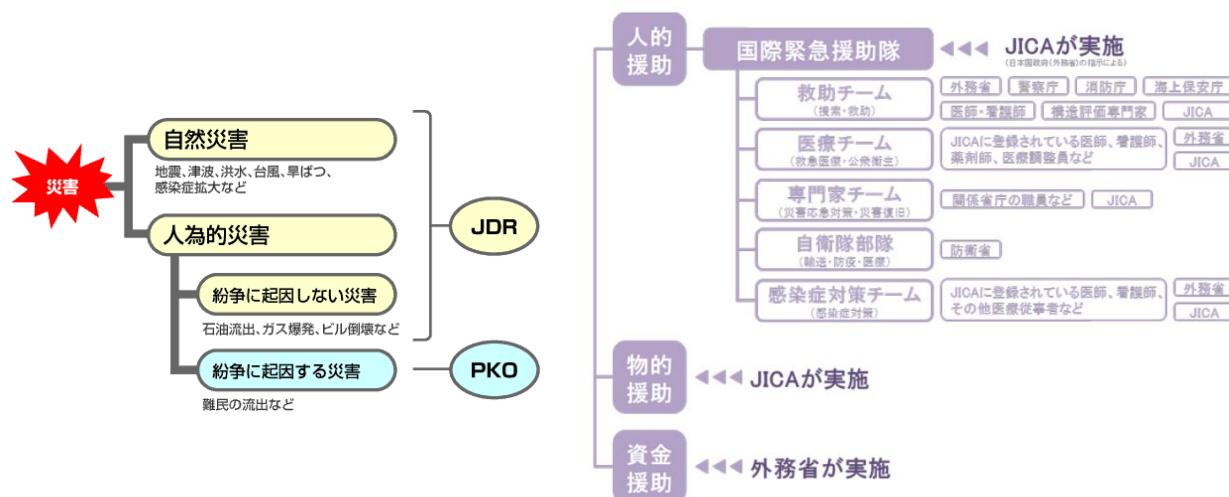
専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者等で構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（医療・防疫、給水）や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。

(v) 感染症対策チーム

2014年に西アフリカで感染が拡大したエボラ出血熱への対応を踏まえ、2015年10月に新たに設立されたチームです。このチームは感染症に関する幅広い支援を実施するため、「疫学」、「検査診断」、「診療・感染制御」、「公衆衛生対応」の4つの専門機能と、自己完結型の活動を行うための「ロジスティック」を合わせた5つの機能から構成されます。



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条第 1 項第 8 号）

2008年10月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

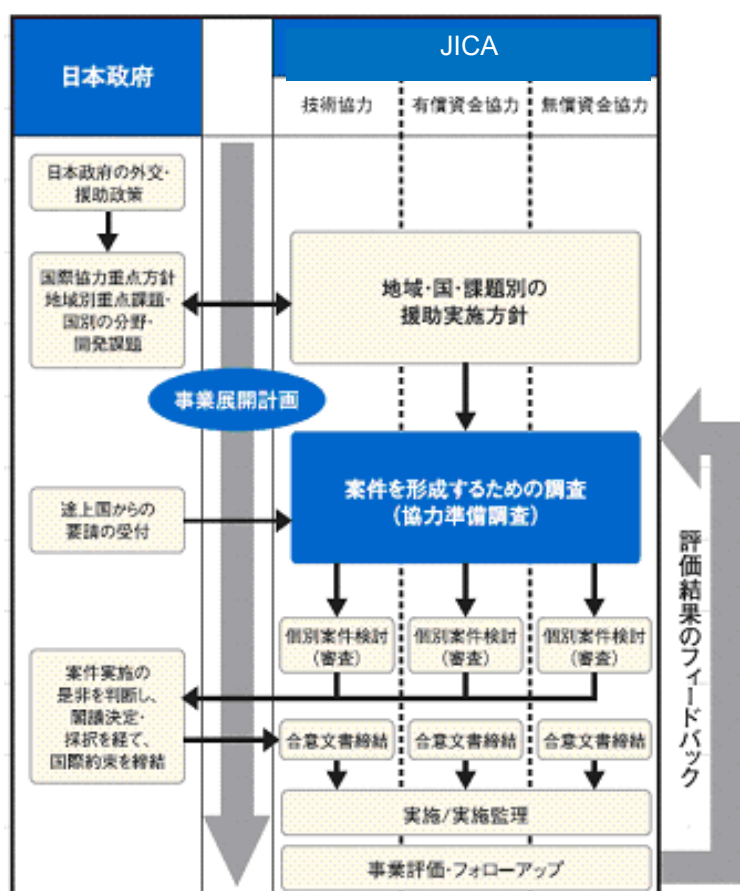
JICA は、故緒方貞子氏の功績を称え、2020年4月1日付で、「JICA 研究所」の名称を「国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所」（略称：JICA 緒方研究所）に変更いたしました。

(2) 業務フロー

① 日本政府の政策と JICA の事業実施

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 政策・戦略に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

JICA の事業フロー



（注）有償資金協力のうち海外投融資の事業フローは以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/flow.html

② プロジェクトのPDCA サイクルと事業評価

PDCA サイクルとは、事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクルであり、Plan、Do、Check、Action の4ステップからなります。JICA の事業評価は、援助スキームにかかわらず、プロジェクトのPDCA サイクルと一体不可分の関係にあります。支援の期間や効果発現のタイミング等といった援助スキームの特性を考慮しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによるモニタリングと評価を実施しています。このようにPDCA サイクルの各段階でモニタリングと評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。国際的な事業評価基準である経済開発協力機構援助委員会（OECD-DAC）の評価基準の改定を踏まえ、2021 年度より新しい事業基準に基づき事業評価を実施しています。個別事業（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）の事前評価及び事後評価結果は JICA のホームページで公表しています。また、事業評価にかかる取り組みや事業の評価結果についてわかりやすく公表するため、事業評価年次報告書を作成・発行しています。

（事業評価案件検索）

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

（事業評価年次報告書）

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/index.html

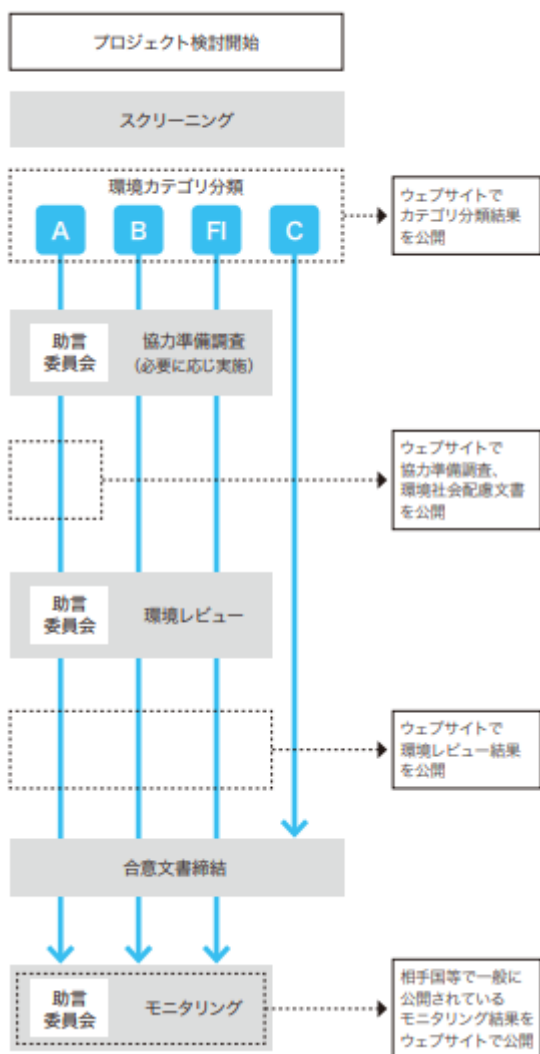


③ 環境社会配慮ガイドライン

当機構は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、ガイドライン)を指針とし、業務運営を行っています。開発途上国向けの協力事業の環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、ガイドラインに基づき適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。その一環として、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。

さらに、透明性と説明責任を確保するため、環境社会配慮助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。また、ガイドライン遵守を確保するために、異議申立手続を整備しています。

環境社会配慮確認の手続き



ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリ（下図）に分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります（左図）。各工程においては、説明責任の確保と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認し、これを回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています。

環境カテゴリ分類

カテゴリ	環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる
カテゴリ A	
カテゴリ	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリ B	
カテゴリ	環境や社会への望ましくない影響が、最小限、またはほとんどないと考えられるプロジェクト
カテゴリ C	
カテゴリ	JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合
カテゴリ FI	

なお、今般、ガイドラインを改正し、2022年1月4日付で「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）を公布し、2022年4月1日付で施行いたしました。

（注）2022年4月1日以降に要請を受領した案件は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）を適用しています。2022年3月31日以前に要請を受領した案件には、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月版）、2010年6月30日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）及び「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月制定）を適用しています。

（国際協力機構環境社会配慮ガイドライン）

<https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline/index.html>

3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、

(ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（一般勘定）、

(イ) 有償資金協力業務に係る勘定（有償資金協力勘定）

に区分して経理を行っております。

② 会計基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期目標の期間の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは同条第 2 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 4 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同条第 7 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

当機構有償資金協力勘定における準備金積立額と国庫納付額

(単位：百万円)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
利益金	95,645	33,007	22,811	54,348	73,486
(準備金積立額)	95,645	33,007	22,811	54,348	73,486
(国庫納付額)	－	－	－	－	－

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っておりません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政融資資金借入金

2024 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金使途
固定	15 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 5,782 億円)	借入期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法や据置期間等の償還形態の違いを反映した上で財務大臣が決定	有償資金協力業務
固定	20 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 3,648 億円)		
固定	25 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 3,139 億円)		
固定	30 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 1,518 億円)		
固定	35 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 418 億円)		
固定	40 年 (据置 5 年後元金均等償還、借入上限 265 億円)		

(ii) 国際協力機構債券

当機構は、JICA 法第 32 条及び第 34 条の規定に基づき、国際協力機構債券（政府保証外債、財投機関債）の発行を行っています。国際協力機構債券の発行による調達資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当されます。

(a) 政府保証外債

当機構は 2014 年より政府保証外債の発行を開始し、これまでに合計 62.3 億米ドルを発行しました。

政府保証外債の発行実績

https://www.jica.go.jp/about/investor/bond_gov/result.html

(b) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、財投機関債の発行を開始し、これまでに合計 9,550 億円を発行いたしました。

財投機関債の発行実績

<https://www.jica.go.jp/about/investor/bond/result.html>

(iii) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定の 2019 年度～2023 年度の資金調達実績及 2024 年度の予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	実績	実績	実績	実績	実績	予算
財政投融资	2,319	7,210	5,874	11,395	16,164	16,420
うち財政融資資金借入金	2,319	6,675	5,241	10,247	14,491	14,770
うち政府保証債	0	535	633	1,148	1,673	1,650
政府一般会計からの出資金	673	514	470	471	478	485
財投機関債	600	600	600	800	650	800
回収金等によるその他自己資金等	7,483	6,063	6,938	5,233	4,443	5,095
合 計	11,075	14,388	13,882	17,899	21,729	22,800

4. 関係会社等の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等による当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 令和5 事業年度財務諸表（有償資金協力勘定）、附属明細書(13) 関連会社及び関連公益法人等の情報」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1 令和5 事業年度財務諸表（法人単位）、附属明細書(18) 関連会社及び関連公益法人等の情報」をご参照下さい。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（海外投融資）が含まれます（JICA 法第13 条第1 項第2 号ロ）。当機構の出資案件は次表の通りです。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

(2) 【参考】当機構の主要な出資案件は、以下のとおりです。(2024年3月31日時点)

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率(%)	相手国又は対象地域
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム株式会社	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	1978年 8月	53,315 百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	1979年 12月	2,310 百万円	30.3	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学株式会社	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造	1981年 6月	14,200 百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAFCO 肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資株式会社	チッタゴン市における尿素及びアンモニアの製造	1990年 7月	5,024 百万円	46.4	バングラデシュ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ株式会社	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、パルプを生産する	1995年 4月	100 百万円	42.7	インドネシア
日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	ASEAN 諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融资	2016年 10月	31,857 百万円	24.9	東南アジア
イーストウエスト医科大学病院事業 ①	Ship Aichi Medical Service Limited	バングラデシュ・ダッカにおける民間総合病院の設立・運営	2019年 5月	4,249 百万円	16.5	バングラデシュ

(注) 主要な出資案件とは、当機構出資比率が20%以上等の事業をいう。

5. 職員の状況

	2024 年 1 月 1 日現在
職員数	1,979 名

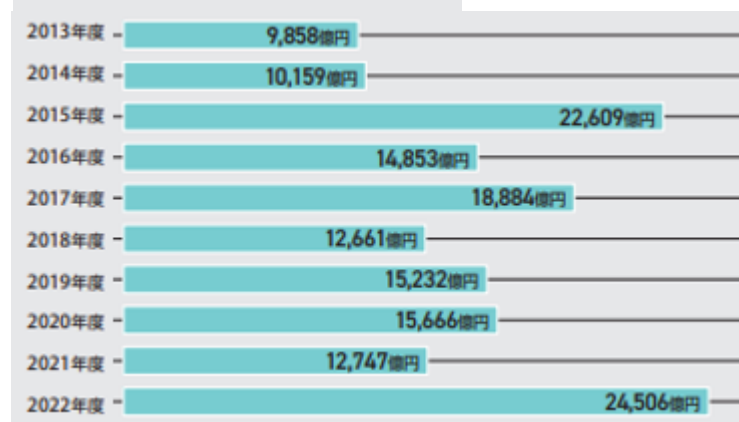
第2 事業の状況

1. 2022年度、2023年度の事業概要

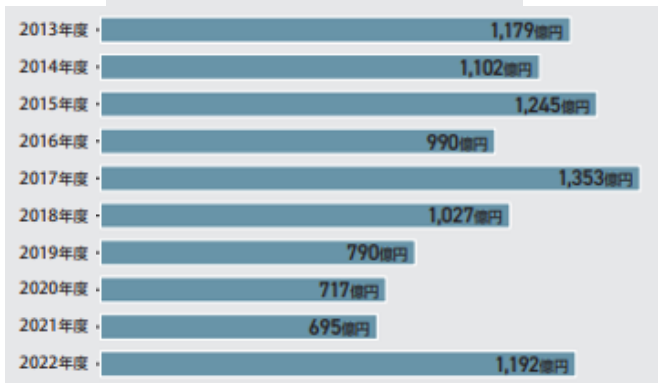
① 総括

当機構事業実績として（注1）、2023年度の有償資金協力承諾額（注2）は24,643億円であり、前年度比0.5%（137億円）増となりました。無償資金協力の事業規模（注3）は2023年度総額1,553億円と前年度比30.2%（360億円）増となりました。技術協力経費（注4）の2023年度実績は現在集計中ですが、2022年度は1,752億円（前年度比8.7%（166億円）減）でした。

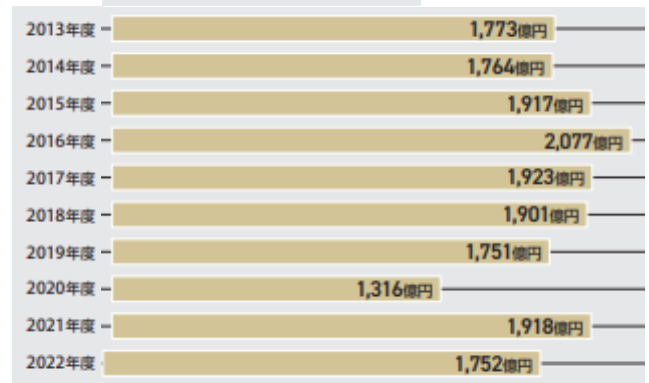
過去10年間の有償資金協力承諾額の推移



過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移



過去10年間の技術協力経費の推移



（注1）図表及び本文中の各実績額は小数第1位四捨五入のため、合計値が合わないことがあります。

（注2）円借款、海外投融資（貸付・出資）の承諾額。

（注3）贈与契約（G/A）が締結された案件の供与限度額。

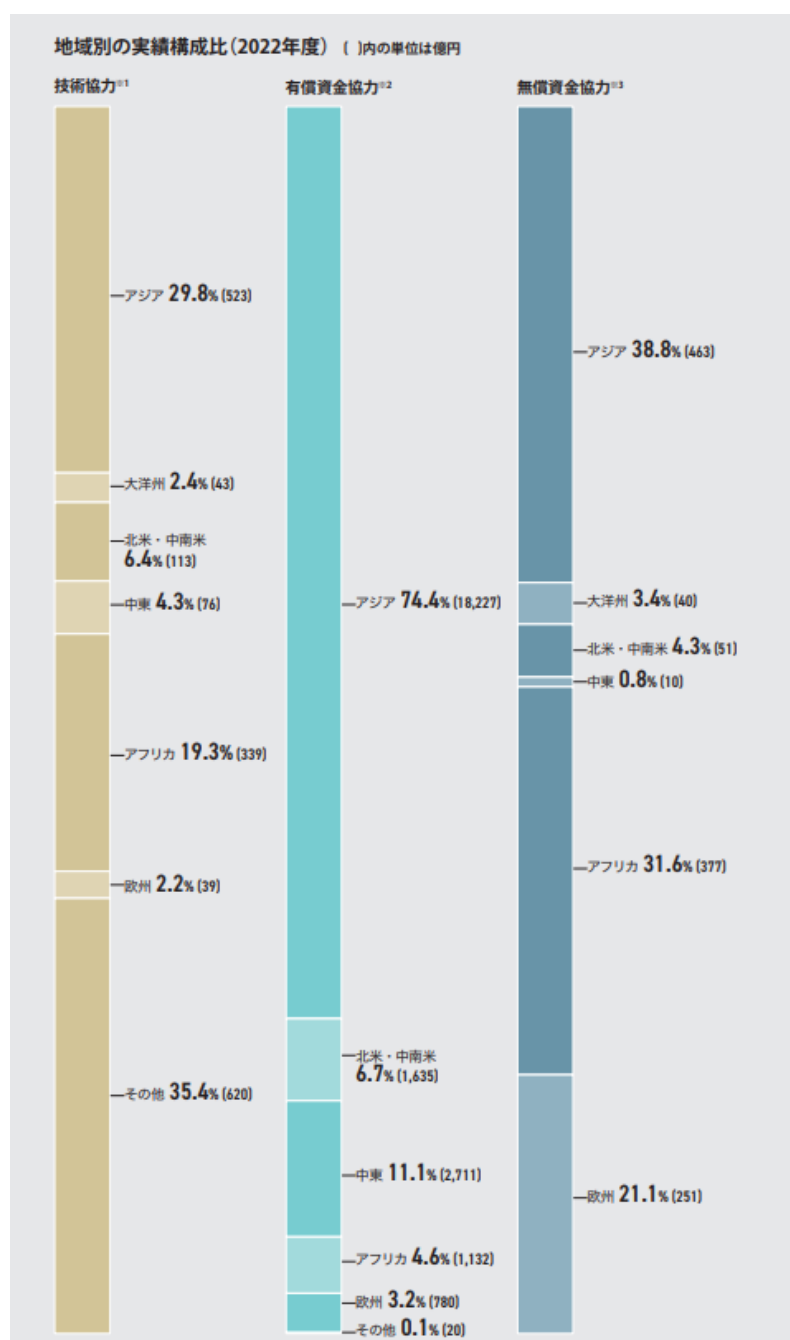
（注4）有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績。

（出所：国際協力機構 2023年度年次報告書）

② 地域別の実績構成比

下表は、2022 年度に当機構が実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の実績を表しています。

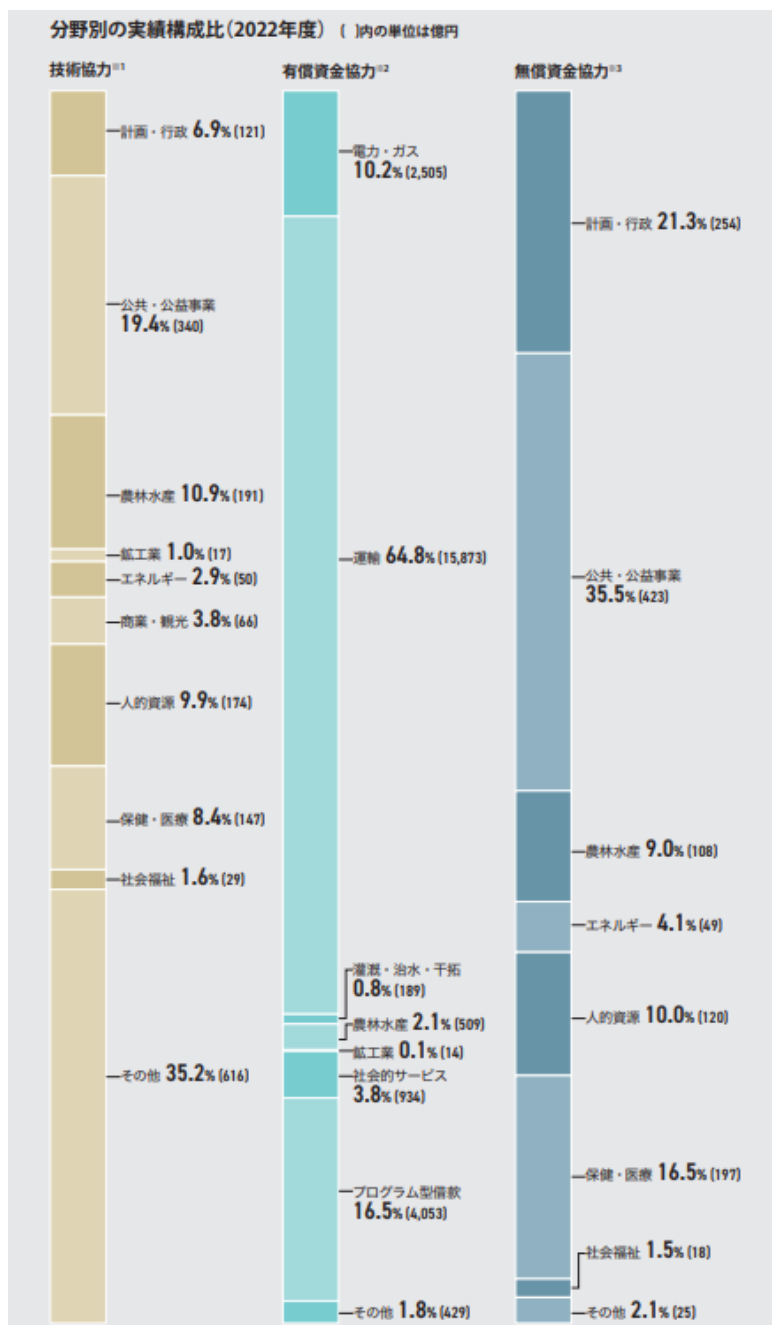
技術協力については、アジア 29.8%、アフリカ 19.3%、北米・中南米 6.4%の順で割合が多くなっています。また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア 74.4%、中東 11.1%、北米・中南米 6.7%、の順と、2021 年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。無償資金協力では、アジア 38.8%、アフリカ 31.6%、欧州 21.1%と、2021 年度と同様にアジア及びアフリカが高い割合を占めています。なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの（全世界）等が含まれています。



(出所：国際協力機構 2023 年度年次報告書)

③ 分野別の実績構成比

下表は、2022 年度の実績構成比（金額ベース）を示しています。技術協力については、公共・公益事業 19.4%、農林水産 10.9%、人的資源 9.9%の順となっています。有償資金協力については、運輸が 64.8%、次いでプログラム型借款 16.5%、電力・ガス 10.2%の順で割合が高くなっています。無償資金協力については、公共・公益事業が 35.5%、次いで計画・行政 21.3%、保健・医療 16.5%の順となっています。



(出所：国際協力機構 2023 年度年次報告書)

④ 形態別の人数実績

2022年度の当機構の事業の形態別人数実績は、研修員受入（新規）が10,937人、専門家派遣（新規）が7,713人、調査団派遣（新規）が3,371人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣（新規）が542人、その他海外協力隊派遣（新規）が88人となっています。

技術協力 形態別の人数実績(新規／累計)		
	新規	累計
研修員受入	10,937人	687,016人 (1954～2022年度)
専門家派遣	7,713人	207,638人 (1955～2022年度)
調査団派遣	3,371人	309,313人 (1957～2022年度)
青年海外協力隊／海外協力隊派遣	542人	47,035人 (1965～2022年度)
その他海外協力隊派遣	88人	8,086人 (1999～2022年度) ※4

(注) 移住者送出は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は、73,437人です。

(出所：国際協力機構 2023年度年次報告書)

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 当機構のミッションとビジョン

JICA のミッションは、開発協力大綱の下、「人間の安全保障と質の高い成長の実現」です。このミッションのもと、「信頼で世界をつなぐ」をビジョンに掲げ、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぐことを目指します。



(2) 中期計画

JICAは通則法第30条に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2022年度より開始した第5期中期計画（2022～2026年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱（2015年閣議決定）で掲げる4つの重点課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する計画を設定しています。加えて、第5期中期計画では、「①「自由で開かれたインド太平洋」の実現、国際社会でのリーダーシップの発揮、②国の発展を担う親日派・知日派リーダーの育成、③気候変動・環境への取組の強化、④我が国社会経済の活性化及び内なる国際化への貢献」に関する取組をより一層強化することとしています。

これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に示しています。これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

(3) ODAに関する政策・国際公約の遂行

当機構は、我が国のODAを一元的に行う実施機関として、開発協力大綱を始めとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

① ODAに関する主な政策

・「開発協力大綱」（2023年6月9日閣議決定）

政府開発援助（ODA）大綱（1992年6月閣議決定、2003年改定）は我が国のODA政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国のODAが更なる進化を遂げるべく政府開発援助（ODA）大綱が改訂され2015年に開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やリスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。2023年6月、外務省は2015年策定時からの大きな情勢の変化を踏まえ、時代に即した形で開発協力の在り方をアップデートし、一層効果的・戦略的に実施するため、大綱を改定しました。

「開発協力大綱」（改定、2023年6月閣議決定）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf>

「開発協力大綱」（2015年2月閣議決定）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf>

・「国家安全保障戦略」（2022年12月16日閣議決定）

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させ、国際社会の共存共栄を実現するための手段としてODAを活用し、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

「国家安全保障戦略」

<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou.html>

・「インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」（2021年6月）

同戦略は日本経済の成長に向けて新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODAを含む官民一体となった取組を推進していくことを示した従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後5年間を見据えた新たな目標を掲げた新戦略です。新戦略の目的は下記3本柱とされています。

- (1) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現
- (2) 展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献
- (3) 質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

「インフラシステム海外展開戦略 2025」の追補（令和 4 年 6 月 3 日公表）全文
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai54/kettei_1.pdf

「インフラシステム海外展開戦略 2025」の追補（令和 5 年 6 月 1 日公表）全文
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai56/kettei1.pdf>

② ODA に関する国際公約

・「持続可能な開発目標 (SDGs)」

2015 年 9 月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標 (SDGs)」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。MDGs では、「社会」（教育、保健、ジェンダー平等）に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGs では、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題等の課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」（エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費等）及び「経済」（経済成長・雇用、インフラ・産業等）に関するゴールが追加されており「社会」、「環境」、「経済」の 3 側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」
http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

(4) サステナビリティに関する取り組み（JICA サステナビリティ方針）

JICA は、2023 年 10 月に「JICA サステナビリティ方針」を公表しました。本方針に基づき、気候変動を含むサステナビリティを推進していきます。

「JICA は、「人間の安全保障」の理念に基づき、「質の高い成長」を通じた持続可能な世界の実現に向けて取り組んできました。急速に変化する世界情勢下で、開発協力において JICA が果たすべき役割は、より一層重要となっています。「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、経済・社会・環境の三側面が調和し、将来世代に負担を残さない「持続可能な世界の実現」を目指します。

JICA は開発途上国の SDGs 達成を支援する組織です。その名に恥じぬよう自らの組織運営も見直し、持続可能な世界を目指す一員として、取るべきアクションを迅速に実行します。新しい開発協力大綱の下、JICA は、以下を重点的に推進していきます。

- ・ 気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指します※1。
- ・ 気候変動を軽減する緩和策とともに、気候変動にも強靱な社会の実現に向けた適応策を実施し、開発途上国の社会全体のトランジションを支援します。
- ・ 地球環境の保全は未来に対する責任であり、海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取り組みを強化し、生物多様性の主流化を推進していきます。

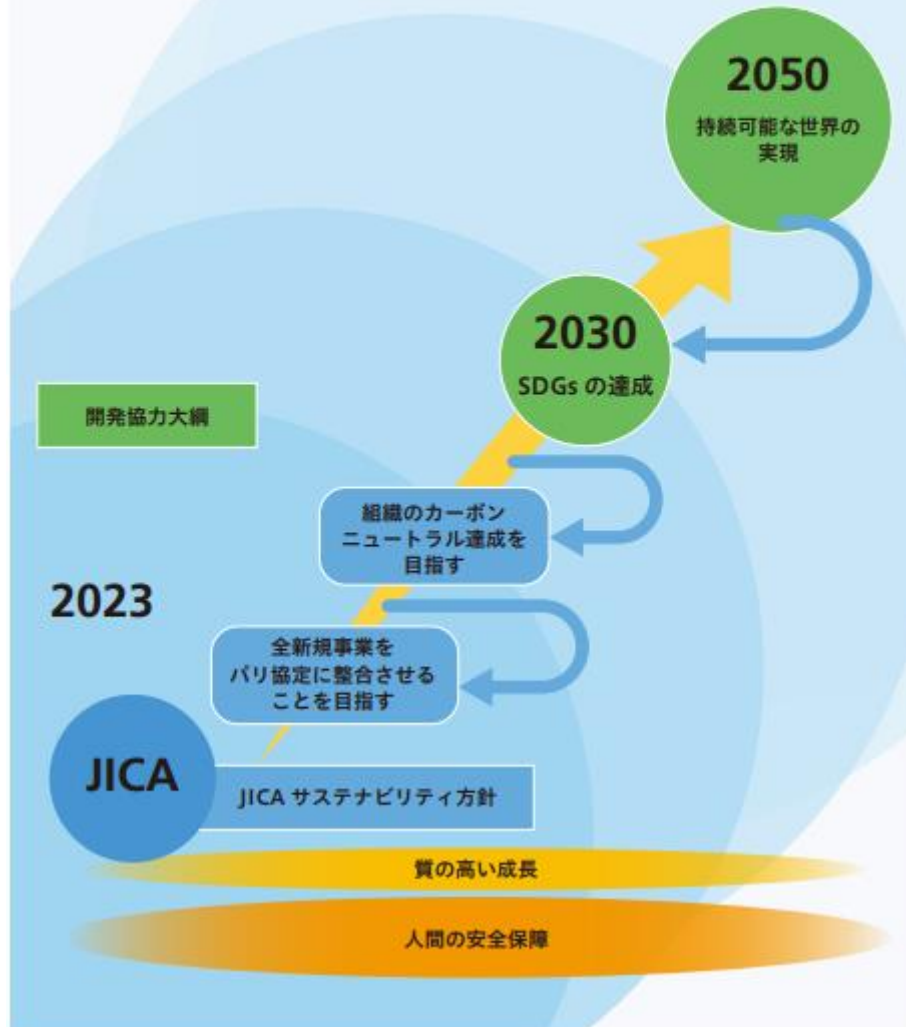
- ・ 基本的人権を尊重するとともに、ジェンダー平等を含むダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進し、多様な人材が活き活きと活躍し、成長できる機会と環境を創ります。
- ・ 国際開示基準を踏まえた正確かつ透明性のある情報開示を行います。
- ・ 日本政府による「2050 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、2030 年までに組織のカーボンニュートラル達成※2 を目指します。
- ・ サステナビリティ委員会およびサステナビリティ推進室を軸に、サステナビリティ推進に向けたガバナンスと組織全体による取り組みを一層強化します。

複雑に絡み合った課題を一国だけで解決することはできません。このような取り組みを通し、開発途上国等のさまざまなパートナーとの信頼を築き、課題解決に向けた協働・共創を加速して、よりよい世界の実現に貢献していきます。」

- ※1 パリ協定は 2015 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択、2016 年に発効した気候変動問題に関する国際的枠組み。JICA として、全新規事業を同協定に整合させることを目指し、2023 年から整合プロセスの準備を開始し、迅速かつ段階的に取り組み中。
- ※2 温室効果ガス排出量算定・報告の国際基準である GHG プロトコルの Scope1 及び 2 を対象（本部・国内拠点のみ、在外拠点は段階的に検討）とします。

サステナビリティ推進で目指すもの

激動の世界情勢の中、気候変動や自然破壊、経済格差、人権侵害、少子高齢化等、私たちは今、数多くの課題に直面しています。
JICAは、新しい開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長をミッションとして、サステナビリティの実現に力強く取り組みます。
未来のよりよい世界を想像し、その実現に貢献するための中長期的な目標を掲げ、迅速かつ着実に歩みを進めていきます。



サステナビリティに対する具体的な取組み・事業例は、当機構のサステナビリティ・レポートもご参照ください。

「JICA サステナビリティ・レポート（2023年）」（2023年11月公表）

https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/n_files/sustainability_report_2023.pdf

(5) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2024年10月18日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このようにさまざまなリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めておりますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状態の悪化等により資産（オフ・バランス含む）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による社会経済活動の落ち込みからの回復状況やウクライナ情勢及びそれらに端を発した資源価格高騰や世界的なサプライチェーンの混乱、そして昨今の国際金融環境の変化の影響も踏まえて、国際通貨基金（IMF）の見通し等も参照しつつ評価しております。

地政学リスクの動向と影響、国際金融環境の変化及び債務者を取り巻く政治・経済状況の変化等、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されるものの、現時点においては、令和5年度末時点に保有している貸付金等の当面の信用リスクは過去と同程度という仮定に基づいて貸倒引当金を計上しています。今後、当機構の債務者の中長期の財政及び国際収支状況等が想定を超えて変化する事象等が生じる場合には、債務者区分の変更等を通じて令和6年度以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

(i) 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用する等、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しも行っています。

(ii) 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、又は価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のためにも必要です。JICA は一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程等を整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブ等の国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）等を織り込んだ独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。JICA の長期にわたる固定金利融資については、市場金利の変動により損失を被る金利リスクを負っていますが、政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備え等により、金利リスク吸収力を高めています。また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。

金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じた担保徴求により、適切に管理しています。外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や、通貨スワップ等を利用して回避あるいは抑制を行っています。また、海外投融資では、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクを指します。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや、予期せぬ回収遅延・支出増加により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場で取引できなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段の確保により流動性リスクを回避しています。

(2) その他のリスク

有償資金協力業務では、日本政府の政策に沿って、開発途上地域の経済成長や貧困削減に向け、円借款や海外投融資を通じた協力を行っており、その政策の実現に向けた貢献に伴う、利息収支の低下や附帯する業務の増加が、財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICA において、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正等により生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、役員等から委員が構成される「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」をそれぞれ実施しています。「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、「リスク管理委員会」では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策の推進及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015 年 4 月 1 日より施行されています。また、同法及び同法の施行に併せて整備された政令・省令に基づき、同年 4 月 1 日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

(ii) 行政事業レビューについて

2018 年度には、運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)が秋の行政事業レビューの対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継続的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引続き効率的・効果的な事業実施に取り組んでいます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表されています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

<https://www.gyokaku.go.jp/review/review.html>

(iii) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013 年 12 月 24 日閣議決定)において、当機構が講ずべき措置としては以下 4 項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事

- 務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取組状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html

(4) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継した時は、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券の残高は以下のとおりです。(2024 年 9 月 30 日時点)

なお、2011 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	20,000,000,000 円
-------	------------------

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 2023（令和5）事業年度財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

2023年度の当期総利益は、735億円（前年同期比192億円増）となりました。2023年度期末の資産合計は17兆2,124億円（前年度末比1兆7,392億円増）、負債合計は6兆8,676億円（同1兆6,086億円増）、純資産合計は10兆3,448億円（同1,305億円増）となりました。

(1) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	2022 年度通期	2023 年度通期
貸付金利息	1,273	1,441
受取配当金	91	43
貸付手数料	33	41
金銭の信託運用益	119	167
貸倒引当金戻入	-	134
その他	156	243
経常収益合計	1,672	2,069
債券利息・借入金利息	372	689
業務委託費	219	131
金融派生商品費用	95	158
人件費・物件費	186	217
貸倒引当金繰入	132	-
その他	124	139
経常費用合計	1,128	1,334
臨時損益	△0	△1
当期総利益	543	735

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

(2) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末
現金及び預金	3,028	5,102
貸付金	151,256	165,926
貸倒引当金	△ 2,404	△ 2,270
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	871	871
貸倒引当金	△ 871	△ 871
投資有価証券・関係会社株式・金銭の信託	1,810	1,973
その他資産	1,042	1,393
資産合計	154,732	172,124
債券	12,333	14,736
財政融資資金借入金	39,706	51,282
その他負債	551	2,658
負債合計	52,590	68,676
政府出資金	82,963	83,441

準備金	18,553	19,097
当期末処分利益	543	735
評価・換算差額等	83	175
純資産合計	102,143	103,448

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

【参考】債権の状況

独立行政法人国際協力機構は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意等）に基づき債務繰延べを行うことがあります（注1）。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意等により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先（要管理先）となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として要管理債権（貸出条件緩和債権）に分類しています。

（注1）国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）等の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2024年3月末時点で、債権者会議等において合意済かつ債務繰延契約締結済の対象元本残高は466,728百万円となっています。この金額には、2020年4月に20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明で発表された債務支払猶予イニシアティブ（および2020年10月に合意した延長・2021年4月に合意した再延長措置）に基づく債権者会議等での支払猶予が合意された後、同合意に基づいて当機構と債務国が支払猶予契約を締結した債権が含まれています。

銀行法及び金融再生法に基づく債権及び保全状況（注2）

下表は、資産自己査定を踏まえ、銀行法及び金融再生法による開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ及び金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

【債権】

(単位：百万円)

	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	87,063	87,063	0
要管理債権	1,054,676	1,130,728	76,052
三月以上延滞債権	378,328	378,419	91
貸出条件緩和債権	676,347	752,309	75,962
小計 ①	1,141,738	1,217,791	76,052
正常債権 ②	14,103,064	15,498,343	1,395,279
合計 ③ = ①+②	15,244,802	16,716,134	1,471,331
①／③ (%)	7.49	7.29	▲0.20

※資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の債権及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

【保全額及び保全率】

(単位：百万円)

	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	-	-	-
うち担保・保証 (B)	-	-	-
うち貸倒引当金 (C)	-	-	-
保全率 (B) + (C) / (A)	-	-	-
危険債権 (A)	87,063	87,063	0
うち担保・保証 (B)	-	-	-
うち貸倒引当金 (C)	87,063	87,063	0
保全率 (B) + (C) / (A) (%)	100.00	100.00	0
要管理債権 (A)	1,054,676	1,130,728	76,052
うち担保・保証 (B)	-	-	-
うち貸倒引当金 (C)	98,719	95,494	▲3,225
保全率 (B) + (C) / (A) (%)	9.36	8.45	▲0.91

※保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注2) 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 87,063 百万円のうち 23,217 百万円、要管理債権額 1,130,728 百万円のうち 403,386 百万円、正常債権額

15,498,343 百万円のうち 40,124 百万円、となっています。

4-2. 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融资を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模等）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

当機構の 2024 年度政策コスト分析結果（2024 年 7 月財務省公表）は以下の通りです。

政策コスト	分析期間
15,145 億円	50 年間

「政策コスト分析（令和 6 年度）」（財務省）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20240729/07.pdf

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2023 年度は合計で 10,482 百万円の設備等支出を行いました。また、2023 年度中に処分した設備等の 2023 年度末帳簿価額合計は 5,329 百万円となっております（有償資金協力勘定のみ）。

2. 主要な設備の状況（2023 年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
事務所・舎宅等	東京都他	8,353.59 m ²	6,612	2,120	507	0	9,239

（注）有償資金協力勘定のみ。

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出・除却計画については中期計画等に基づき検討していきます。

第 4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度末比増減	年度末資本金残高	摘要
2008 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
2009 年度末	127,300	7,601,489	
2010 年度末	104,400	7,705,889	
2011 年度末	38,553	7,744,442	
2012 年度末	37,635	7,782,077	
2013 年度末	50,022	7,832,098	
2014 年度末	45,017	7,877,115	
2015 年度末	48,260	7,925,375	
2016 年度末	129,305	8,054,680	
2017 年度末	45,180	8,099,860	
2018 年度末	46,010	8,145,870	
2019 年度末	67,310	8,213,180	
2020 年度末	51,440	8,264,620	
2021 年度末	45,968	8,310,588	
2022 年度末	46,842	8,357,430	
2023 年度末	47,840	8,405,270	

(注) 当機構は、2003 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508 百万円を受入れております。

2. 役員の状況（2024年10月18日現在）

【役員の定数】 JICA法第7条の規定により、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内、監事3人。

【役員の任期】 通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。

JICA法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	田中 明彦	2022年4月1日	2009年 東京大学副学長 2012年 国際協力機構理事長 2015年 東京大学東洋文化研究所教授 2017年 政策研究大学院大学長 2022年 国際協力機構理事長
副理事長	宮崎 桂	2024年5月23日	1992年 国際協力事業団採用 2014年 国際協力機構審査部次長 2016年 国際協力機構社会基盤・平和構築部 審議役 兼 ジェンダー平等・貧困削減推進室長 2018年 国際協力機構タイ事務所長 2020年 国際協力機構ガバナンス平和構築部長 2022年 国際協力機構理事
理事	井本 佐智子	2021年10月1日	1993年 国際協力事業団採用 2010年 南アジア部南アジア第三課長 2014年 国際協力機構インド事務所次長 2018年 国際協力機構企画部国際援助協調企画室長 2020年 国際協力機構広報室長
理事	安藤 直樹	2022年10月1日	1987年 国際協力事業団採用 2011年 政策研究大学院大学 特任教授 2015年 国際協力機構インドネシア事務所長 2019年 国際協力機構財務部長 2020年 国際協力機構企画部長
理事	井倉 義伸	2022年12月1日	1986年 国際協力事業団採用 2013年 国際協力機構調達部長 2015年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2017年 国際協力機構国内事業部長 2019年 国際協力機構人事部長
理事	大場 雄一	2023年10月1日	1993年 建設省入省（後に外務省に転籍） 2016年 外務省 国際協力局国別開発協力第三課長 2018年 財務省 大臣官房参事官（開発金融担当） 2020年 在タイ日本国大使館 公使 2021年 在タイ日本国大使館 次席公使・国連ESCAP常駐代表
理事	川村 謙一	2023年10月1日	1990年 建設省入省 2017年 国土交通省水管理・国土保全局防災課大規模地震対策推進室長 2018年 内閣官房国土強靱化推進室参事官 2019年 国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課国際建設管理官 2021年 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長 兼 内閣官房 水循環政策本部事務局 参事官

理事	廿枝 幹雄	2023年10月1日	1988年 海外経済協力基金採用 2017年 国際協力機構安全対策強化推進特命審議役 2018年 国際協力機構民間連携事業部長 2020年 国際協力機構東南アジア・大洋州部長 2022年 国際協力機構上級審議役
理事	八原 正夫	2023年10月1日	1992年 大蔵省 入省 2012年 経済協力開発機構日本政府代表部参事官 2016年 国税庁 調査査察部査察課長 2018年 独立行政法人国際交流基金 上級審議役 2020年 経済協力開発機構金融企業局金融調査・域外国支援室長
理事	原 昌平	2024年5月23日	1989年 海外経済協力基金採用 2017年 国際協力機構情報システム室長 2018年 国際協力機構南アジア部長 2020年 国際協力機構民間連携事業部長 2022年 国際協力機構企画部長
監事	佐野 景子	2022年7月1日	1996年 国際協力事業団採用 2014年 国際協力機構人間開発部次長 兼 高等教育・社会保障グループ長 2015年 国際協力機構ケニア事務所長 2019年 国際協力機構沖縄センター所長 2021年 国際協力機構経済開発部長
監事	関口 典子	2022年7月1日	1994年 公認会計士登録 2015年 東京応化工業株式会社 社外取締役 2019年 ちふれホールディングス株式会社 執行役員 2021年 王子ホールディングス株式会社 社外監査役（現） 2022年 菱電商事株式会社（現 株式会社RYODEN） 社外監査役（現） 2023年 東京応化工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現）
監事	赤羽 貴	2022年12月1日	1989年 弁護士登録、アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所 1994年 米国 White & Case法律事務所 1997年 欧州復興開発銀行法務部 1999年 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー就任 2023年 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業マネジング・パートナー就任

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について」をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績の評価は、2015 年 4 月 1 日に施行された改正通則法（第 32 条）により、主務大臣が行うこととなっております。主務大臣による評価に先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照）期間中の業務実績を毎年、自己評価を含む業務実績等報告書としてとりまとめ、主務大臣に提出、公表しています。また、主務大臣の評価結果は公表されることとなっています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。なお、監事監査報告はホームページ上で公表しています。

（監事監査報告書（2014 年度以降））

<https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/index.html>

（監事監査報告書（2013 年度以前））

<https://www.jica.go.jp/about/disc/audit/index.html>

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組を通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が 2023 年度において役員に支払った報酬額は総額で 226,605 千円です。

(4) リスク管理について

金融業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定め、その目的に資するため有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書「第2 事業の状況、3. 事業等のリスク」をご参照ください。

第 5 経理の状況

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第 28 条第 1 項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第 2 項に基づき、附属明細書をまた独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類を含めて掲載しています。

- (注1) 当機構は該当する特定関連会社を有していないことから、連結財務諸表は作成しておりません。
- (注2) 独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類は、事業年度ごとに作成しております。